

III. コード一覧表注釈

- ※1 【一般】表中の「実務経験」とは、合格後の当該建設業の実務経験をいう。実務経験により専任技術者として申請・届出する者については、資格者等の写しの他に様式第9号（実務経験証明書）が必要。
【特定】表中の「実務経験」、「指導監督の実務経験」とは、合格後の当該建設業の経験をいう。実務経験、指導監督の実務経験により専任技術者として申請・届出する者については、資格者等の写しの他に、様式第9号（実務経験証明書）、様式第10号（指導監督の実務経験証明書）が必要
- ※2 職業能力開発促進法の検定職種の実務経験について、等級区分が2級の場合は合格後3年以上の実務経験を要する。ただし、平成16年4月1日時点で合格したもののについては、合格後1年以上の実務経験を要する。
- ※3 平成27年度以前に合格した者は、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要。
- ※4 解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要。
- ※5 電気通信：工事担当者とは、電気通信事業法の規定による工事担当者資格者証の交付を受けた者（第一級アナログ通信及び第一級デジタル通信の工事担当者資格者証の交付を受けた者又は総合通信の工事担当者資格者証の交付を受けた者に限る。）であってその資格者証の交付を受けた後電気通信工事に關し3年以上実務の経験を有する者をいう。
- ※6 配管：職業訓練法施工令の一部を改正する政令（昭和48年政令第98号。以下「昭和48年改正政令」といいます。）による改正後の配管とするものにあつては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られる。
- ※7 鉄工：昭和48年改正政令による改正後の鉄工とするものにあつては、選択科目を「製缶作業」又は「構造物鉄工作業」とするものに限られる。
- ※8 鉄筋施工：昭和48年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものにあつては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするものの双方に合格した者に限られる。
- ※9 板金・板金工：屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和48年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものにあつては選択科目を「建築板金作業」とするものに限られる。板金工事業の有資格者となる場合にはこの様な選択科目の限定はない。
- ※10 土木：昭和48年改正政令による改正後の土木とするものにあつては、選択科目を「建具製作作業」とするものに限られる。
- ※11 講習修了証に、建設業法第26条第1項に定める主任技術者の要件を満たす者と認められる旨の記載があること。

IV. 専任技術者の資格要件にかかる所定学科一覧表

許可を受けようとする建設業	学 科
土木工事業 舗装工事業	土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下この表において同じ。）、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
建築工事業 大工工事業 ガラス工事業 内装仕上工事業	建築学又は都市工学に関する学科
左官工事業 とび・土工工事業 石工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 塗装工事業 解体工事業	土木工学又は建築学に関する学科
電気工事業 電気通信工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
管工事業 水道施設工事業 清掃施設工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
鋼構造物工事業 鉄筋工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
しゅんせつ工事業	土木工学又は機械工学に関する学科
板金工事業	建築学又は機械工学に関する学科
防水工事業	土木工学又は建築学に関する学科
機械器具設置工事業 消防施設工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科
熱絶縁工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
造園工事業	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科
さく井工事業	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科
建具工事業	建築学又は機械工学に関する学科